

P G P フロントガラス保証（以下「本サービス」といいます）とは、弊社で車両購入時に P G P 浸透性高密度ガラスプロテクターの施工を受けたお客様（以下「甲」といいます）に対して、自動車フロントガラスの損傷発生時にフロントガラスの修理・交換サービスを提供するものを行い、弊社が P G P 浸透性高密度ガラスプロテクターを施工した日（以下「施工日」といいます）に甲が加入するものとします。

詳しい利用条件などは本利用規程をご確認いただくか、弊社までご連絡いただけますようお願い申し上げます。

第 1 条【本サービスの自動車フロントガラスの修理・交換】

- （1）本サービスの対象となる自動車フロントガラスは、弊社において、P G P 浸透性高密度ガラスプロテクターの施工を受けた自動車フロントガラスとします。
- （2）弊社は、第 2 条に定める本サービスの提供期間に**日本国内において、自動車走行中（自動車のエンジンが起動している状態をいい、駐車中を除きます）の主に飛び石などのお客様の故意又は重過失を伴わない事故により自動車フロントガラスに損傷（以下「損害」といいます）が発生した場合に、甲に対して本サービスを提供します。**
- （3）本サービス提供期間を過ぎてのご利用及び本サービス提供期間内にご利用いただかなかったサービスの繰り越しは出来ません。
- （4）本サービスは、車両に装着されているフロントガラスを対象とし、フロントガラス以外のウインドガラス・リヤガラス・ミラー等は補償の対象外とします。
- （5）本サービスの提供は、損害が目視出来る程度に至った場合に限りです。
- （6）本サービスにおけるフロントガラスの修理・交換費の限度額は、合計10万円（消費税込）とします。修理・交換費が限度額を超過した場合は、甲の自己負担となります。その場合、甲はすみやかに第 4 条（1）に定める施工店に対して、その差額を支払うものとします。
- （7）本サービスの提供は、修理・交換作業の提供にて実施するものとし、弊社は甲に対する金銭の交付は行いません。
- （8）本サービスにおいてフロントガラスの交換作業を実施する場合は、損害が発生した自動車フロントガラスと同水準以下のグレードのフロントガラスを使用するものとします。

第 2 条【本サービスの提供方法と期間】

- （1）甲は、第 1 条に掲げる損害が発生した場合、弊社に対して、本サービスの請求をすることが出来るものとします。ただし甲は、第 4 条（1）に定める施工店に対して当該損害の修理・交換前に申し出なければなりません。甲が当該損害の修理・交換後に弊社に対して本サービスの請求をした場合は、本サービスの提供は出来ないものとします。
- （2）本サービスの提供期間は、以下の通りとします。
施工日からその2年後の応当日まで（最後の月に相当する日がないときは、その月の末日までとします）。
ただし、損害が発生した日から1ヶ月以内に甲より弊社に対して本サービスの請求が無かった場合、甲は本サービスの提供を受けることが出来ないものとします。

第 3 条【本サービスの提供回数】

甲は本サービスの提供期間中、フロントガラスの修理・交換について1回に限り、本サービスの提供を受けることが出来るものとします。

第 4 条【フロントガラス修理・交換時のルール】

甲は次の各項に従い、本サービスの提供を受けることに同意するものとします。

- （1）本サービスの提供を行なう施工店は、弊社または弊社と同一法人が経営する施工店およびグループ会社が手配した施工店に限りです。
- （2）甲がフロントガラス交換に用いるための自動車フロントガラスを自ら準備したときであっても、弊社はそのフロントガラスの代金を甲に対して支払いません。

第 5 条【本サービスを提供しない場合】

- （1）次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービス提供期間中であっても、本サービスの提供は行いません。
 - ①弊社が P G P 浸透性高密度ガラスプロテクターを施工する前から発生もしくは発覚していたフロントガラスの損傷
 - ②甲が故意にフロントガラスを損傷させた場合
- （2）次の事由によって生じた損傷は、本サービスの提供は行いません。
 - ①他の自動車（二輪・原付を含みます）・自転車・建物・造作物・植物・人との衝突・接触による事故
 - ②台風・洪水・高潮・ひょう・あられ・地震もしくは噴火またはこれによる津波等の自然災害
 - ③第三者による加害行為（故意・過失を問いません。また、加害行為者の特定の有無を問いません）
 - ④核燃料物資（使用済みの核燃料物資を含みます）もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらによる損傷
 - ⑤戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他類似的暴動
 - ⑥差押さえ、没収など国または公権力の行使
 - ⑦盗難・詐欺または横領等の被害に遭った車両の損傷
 - ⑧取扱書等に示す方法及び異なる使用、不適切な保管、限度を超える過酷な使用（レース・ラリー等の過酷な走行、エンジンの過回転、荷物の過積載等）
 - ⑨法令により定められた運転資格を持たないで、又は酒に酔ってもしくは麻薬等の影響で正常な運転が出来ないおそれのある状態で運転している間に生じた損傷
 - ⑩通常の使用損耗あるいは経年変化により発生する現象
 - ⑪偶然かつ外来の事故に直接起因しない電氣的または機械的な損傷

第 6 条【他の保険・共済等との関係】

甲が本サービスの対象となる損害に対し、他の保険・共済等を利用する場合は本サービスの提供は行いません。

第 7 条【第三者からの賠償との関係】

本サービスの対象となる損害が第三者からの賠償により補償される場合は、本サービスの提供は行いません。

第 8 条【本サービスの不正使用に関わる措置】

甲が第三者と共謀しフロントガラスを故意に損傷させようと、本サービスの使用を試みたことが発覚した場合、甲および共謀した第三者双方に対し、弊社は詐欺行為とみなし告訴などの法的措置をとることが出来ます。

第 9 条【利用規程の改定】

本利用規程は予告なくいつでも変更が出来るものとします。この場合、以後の本サービスの提供内容は、変更後の利用規程が適用されるものとします。

第 10 条【個人情報の使用目的及び第三者提供】

弊社は、本サービス引受の判断及び本サービス履行の目的で甲の個人情報を第三者へ提供することがあり、前記目的以外には当該個人情報を利用しません。

最終版作成日：2023年9月 改定

【お客様署名欄】

本利用規定について説明を受け理解しました。 ※お客様署名欄に記載がないものは無効となります。

お名前（自署）：

契約日：令和 年 月 日